

○東吾妻町コミュニティ助成事業助成金交付要綱
(平成28東吾妻町告示第12号)

東吾妻町コミュニティ助成事業助成金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、町民のコミュニティ活動の推進を図るため、東吾妻町コミュニティ助成事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 この告示の対象となる助成事業は、財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）で掲げる事業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) コミュニティセンター助成事業
- (3) 地域防災組織育成助成事業

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、前条各号に掲げる事業を実施するもので、町内における行政区や地域に密着して活動する団体又はその連合体（以下「団体等」という。）とする。ただし、専ら趣味や芸術等に限定した団体等は除く。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、自治総合センターが決定した金額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体等は、コミュニティ助成事業助成金交付申請書（様式第1号）に、実施要綱に基づく書類を添え、町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類等の審査をし、助成金の交付の可否を決定したときは、コミュニティ助成事業助成金交付（申請却下）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 助成金の交付決定を受けた団体等は、前条の当該交付決定を受けた事業内容について変更する場合又は助成事業を中止若しくは廃止する場合においては、コミュニティ助成事業助成金変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合で、計画変更により事業費に変更が生じたときは、コミュニティ助成事業助成金変更交付決定通知書（様式第4号）、その他については、コミュニティ助成事業助成金変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第5号）により、申請者に承認の通知をするものとする。

(実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた団体等は、当該事業完了後、速やかにコミュニティ助成事業助成金実績報告書（別記様式第6号）に、実施要綱に基づく書類を添え、町長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第9条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、助成金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、コミュニティ助成事業助成

金額確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第10条 前条第2項の通知書を受けた団体等は、速やかにコミュニティ助成事業助成金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の一部又は全部の概算払を受けようとするときは、コミュニティ助成事業助成金概算払申請書（様式第9号）に、前項に規定するコミュニティ助成事業助成金交付請求書を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、当該助成対象事業が確実に完成する見込みがあることを確認でき、かつ、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

（助成金の返還等）

第11条 町長は、助成金の交付決定を受け又は助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成交付決定額の一部又は全部を取り消すことができる。

（1） 交付要綱の規定に違反したとき。

（2） 申請書の内容と事実が著しく異なったとき。

2 町長は、助成金の交付決定を取消したときは、助成金を交付せず、又は当該取消し部分に関し既に助成金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

東吾妻町長

あて

申請者 住所
 団体名
 代表者職・氏名 (印)

東吾妻町コミュニティ助成事業助成金交付申請書

東吾妻町コミュニティ助成事業助成金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業区分

<input type="checkbox"/>	一般コミュニティ助成事業
<input type="checkbox"/>	コミュニティセンター助成事業
<input type="checkbox"/>	地域防災組織育成助成事業（区分 ）

（該当するものの左欄に○を記入する。また地域防災組織育成助成事業については区分を記入する。）

2 事業実施主体

1 組織の主体	
2 事業所所在地 （電話番号）	〒
3 代表者氏名	
4 結成年月日	年 月 日
5 地区又は地域の人口	人（ 年 月現在）

3 コミュニティの活動内容

4 助成申請額

事業費総額（A + B）	一般財源等充当額 A	助成申請額 B
円	円	円

*一般財源等充当額（A）の財源内訳

①	②	③	④
円	円	円	円

5 助成を必要とする理由

6 事業実施計画

(1) 事業の目的 (備品整備の場合は、整備する備品毎に整備目的を記入)

(2) 事業の内容 (備品整備の場合は、一覧表により、単価・数量・保管設置場所まで記入)

備品名	数量	単価	計	保管場所
合 計				

(3) 事業効果

(4) 事業の実施予定及び完了予定

着手予定日： 年 月 日 ～ 完了予定日： 年 月 日

(5) 宝くじの普及広報の方法

整備した備品等へのマークの表示方法

備品名等	表示方法 (表示箇所・大きさ)

6 添付書類

様

東吾妻町長

東吾妻町コミュニティ助成事業助成金交付（申請却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金については、下記のとおり決定したので、東吾妻町補助金等に関する規則（平成 18 年東吾妻町規則第 35 号）及び東吾妻町コミュニティ助成事業助成金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 助成金交付の条件
 - (1) 助成事業の内容及び経費の配分の変更（町長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けること。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 助成事業者等は、この事業にかかる収入、支出を明らかにした帳簿を備え、葛該当収入及び支出について証拠書類をこの事業終了の翌年から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
 - (5) 前 4 号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める条件
- 3 申請却下理由

東吾妻町長

あて

申請者 住所
団体名
代表者職・氏名 (印)

東吾妻町コミュニティ助成事業助成金変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付けで交付決定された 年度助成金に掛かる助成事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、東吾妻町コミュニティ助成事業助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 助成申請額 金 円
(前回までの申請額 金 円)

3 事業変更（中止・廃止）理由

4 変更事業

5 添付書類

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

東吾妻町長

東吾妻町コミュニティ助成事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成事業の変更申請について、東吾妻町コミュニティ助成事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 助成事業に要する経費 金 円
- 2 助成金の額 金 円
- 3 交付の条件

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

東吾妻町長

東吾妻町コミュニティ助成事業助成金変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった助成事業の変更（中止・廃止）について、東吾妻町コミュニティ助成事業助成金交付要綱第7条の規定により承認します。

東吾妻町長

あて

申請者 住所
団体名
代表者職・氏名 (印)

東吾妻町コミュニティ助成事業実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった助成事業が完了したので、東吾妻町コミュニティ助成事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 事業区分

	一般コミュニティ助成事業
	コミュニティセンター助成事業
	地域防災組織育成助成事業（区分 ）

3 助成金交付決定額 _____ 円

4 事業効果

5 事業規模及び数量

6 事業実施期間

着手日： 年 月 日 ～ 完了日； 年 月 日

7 添付書類

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

東吾妻町長

東吾妻町コミュニティ助成事業助成金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度東吾妻町コミュニティ助成事業助成金について、交付要綱第9条の規定により、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

助成金の額 金 円

様式第 8 号 (第10条関係)

年 月 日

東吾妻町長

あて

申請団体名

代表者職・氏名

(印)

東吾妻町コミュニティ助成事業助成金交付請求書 (概算払・精算払)

年 月 日付けで交付額確定のあった助成事業について、東吾妻町コミュニティ助成事業助成金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

1 事業名

2 請求額 金 _____ 円

助成金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

3 助成金の振込先

ふりがな			
金融機関名			
ふりがな			
口座名			
預金種類	普通・当座	口座番号	

4 添付書類 振込先口座名義及び口座番号記載面の写し

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

東吾妻町長

あて

申請団体名
代表者職・氏名

(印)

東吾妻町コミュニティ助成事業助成金概算払申請書

年 月 日付けで交付確定のあった助成事業について、東吾妻町コミュニティ助成事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり概算払いくださるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 申請額 金 _____ 円

事業費	助成金	概算払申請額	地区負担額
円	円	円	円

3 添付書類